

# 支出基準に関する細則

## (目的)

第1条 この細則は、白樺会会則第24条及び第25条にもとづく経費・支出について定める。

## (慶弔・見舞い)

第2条 白樺会会則第24条にもとづく慶弔金額は次のとおりとする。

- ① 会員及び同居家族の出産祝い金 10,000 円。
- ② 会員子弟の小学校入学祝い金 5,000 円。
- ③ 会員及び同居家族の喜寿、米寿、白寿祝い金各 5,000 円
- ④ 会員及び同居家族の弔慰 10,000 円。
- ⑤ 会員が火災及び重大な災害に対する見舞金は、役員会で検討し班長会議に諮る。

## (役員活動費)

第3条 白樺会会則第25条にもとづく、通信・連絡等の活動費は次のとおりとする。

- ① 役員及び班長活動費は、次のとおり。
  - ・会長 36,000 円（月額 3,000 円） ・副会長 24,000 円（月額 2,000 円）
  - ・総務部長 24,000 円（月額 2,000 円） ・会計部長 24,000 円（月額 2,000 円）
  - ・福祉部長 18,000 円（月額 1,500 円） ・女性部長 18,000 円（月額 1,500 円）
  - ・防犯防災部長 18,000 円（月額 1,500 円） ・班長 6,000 円（月額 500 円）但し、役員を兼務する場合、どちらか高い方の活動費とする。
- ② 会計監査は、年額 2,000 円とする。
- ③ 役員の出張は実費とする。ただし、事前に会長の承認を得るものとする。

## (支援者への謝礼)

第4条 白樺会会則第25条3項にもとづき、役務を必要とする区民祭り、青葉夏祭りに参加し役務を提供した者に対しては、協力費として1日1,000円及び前売券一冊（1,000円相当分）を支給する。  
但し、上記の協力費は役員には支給しない。

## (雑則)

第5条 白樺会会則及びこの細則に定めのない事項は班長会議の議を経て、会長が定める。

この細則は、平成28年4月16日から運営する。

この細則は、平成29年4月8日から運営する。（一部改正）

この細則は、2018年4月15日から運営する。（一部改正）

この細則は、2019年4月13日から運営する。（一部改正）

この細則は、2020年4月18日から運営する。（一部改正）